

令和4年度  
第5回 横浜市外郭団体等経営向上委員会 次第

<第5回>

令和4年9月29日(木) 12:15~14:50

市庁舎18階 共用会議室 なみき16

- 1 開会
- 2 総合評価等の実施について
  - [議題1] 公益財団法人横浜市消費者協会
  - [議題2] 公益財団法人帆船日本丸記念財団
  - [議題3] 横浜市信用保証協会
- 3 その他事務連絡
- 4 閉会

## 【目次】

1	公益財団法人横浜市消費者協会	
(1)	総合評価シート	3
(2)	協約等（素案）	6
2	公益財団法人帆船日本丸記念財団	
(1)	総合評価シート	9
(2)	協約等（素案）	12
(3)	委員会からの確認事項	15
3	横浜市信用保証協会	
(1)	総合評価シート	24
(2)	委員会からの確認事項	28

## 総合評価シート（令和3年度実績）

団体名	公益財団法人横浜市消費者協会
所管課	経済局 消費経済課
協約期間	平成30年度～令和3年度
団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体

### 1 協約の取組状況等

#### (1) 公益的使命の達成に向けた取組

##### ① 相談解決率とあっせん解決率

ア 公益的使命	消費者の利益の擁護及び増進を図り、横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与する				
イ 公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標	① 消費者被害の救済のために一定の相談解決率を確保※ 98.0%以上 ※助言、情報提供、あっせん解決、解決機関への移送、情報受付記録による相談解決件数を相談受付件数で割った数値  ② 消費者被害の救済のために一定のあっせん解決率を確保※ 90.6%以上 ※あっせん解決件数をあっせん解決件数とあっせん不調件数の合計で割った数値				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	① 複雑化・多様化する契約内容の相談等について、新手の手口や解決方法の情報など積極的に情報収集しセンター内での情報共有に取り組んだ  ② 消費者問題関連の法令や様々な解決に向けての情報を駆使し、あっせんを行い解決に向けて取り組んだ	エ 取組による成果	① 解決に向けた助言や相談内容に適した解決機関への移送等を適切に迅速に行っている  ② 高齢者宅への悪質な点検商法によるリフォーム工事や通信販売の定期購入契約等のトラブルに粘り強く交渉を行い解決できている		
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	最終年度(令和3年度)
数値等	①98.7% ②91.6%	①99.2% ②92.7%	①99.0% ②90.9%	①99.2% ②90.0%	①99.1% ②90.6%
当該年度の進捗状況	達成(相談解決率、あっせん解決率ともに目標値を達成した)				
カ 今後の課題	① 相談解決に有益な情報をセンター内でより迅速に共有化していくことが大切。また、トラブルを相談者が自己解決できるための情報の積極的な発信も必要である  ② 単独ではトラブル解決が難しい高齢者等を含め、あっせん交渉が必要な場合は、積極的に相談員が間に入りあっせんを行い、解決に向けて取り組んでいく	キ 課題への対応	① 内部情報共有ツールを活用し、より迅速に有益な情報を共有するとともに電話システムやHP等のICTを積極的に活用しながら、トラブル解決に向けた情報を発信し、相談員の助言、情報提供と合わせて相談解決率の向上に寄与していく  ② 担当相談員、主任、スーパーバイザー等センター内での情報共有を密にし、あっせんを行うとともに、必要に応じて福祉関係者等とも連携しながら解決に向け取り組んでいく		

## ② ツイッターによる情報発信

ア 公益的使命	消費者の利益の擁護及び増進を図り、横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与する				
イ 公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標	消費者被害未然防止及び消費生活総合センター認知度向上のためにツイッターによる継続的な情報発信を実施 週1回以上かつ105回程度				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	若者を狙った消費生活トラブルや新型コロナウイルスに便乗した悪質商法などに巻き込まれないために事例を紹介		エ 取組による成果	目標のツイート回数を達成し、若者を中心とした消費者に広く注意喚起を行った	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	最終年度(令和3年度)
数値等	105回	105回	105回	106回	128回
当該年度の進捗状況	達成(年度目標数値の「週1回以上かつ105回程度」のツイート回数を達成)				
カ 今後の課題	引き続き、成年年齢引き下げやコロナ禍による生活様式の変化などに対応し、時宜を得た消費者関連情報の提供が必要である		キ 課題への対応	高齢者だけでなく、若年層が被害にあう機会も増えており、若年層にも訴求する情報提供をタイムリーかつ分かり易い内容で情報発信していく。令和3年度に実施した人気アニメとのタイアップなども継続していく	

## (2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	自主財源の確保を図り、安定的な法人運営を行う				
イ 協約期間の主要目標	2,000,000円 消費生活総合センター内会議室の有効活用及び出前講座実施件数増により、過去3年度の利用料収入及び出前講座収入の平均値を超える収入を確保(27年度～29年度の平均値は1,818,000円)				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	・会議室の空き状況を随時ホームページで案内するとともに入居しているビルの2階エントランスにも掲示を行い、利用を促進した ・ホームページの更新やちらしにより、出前講座を周知した		エ 取組による成果	・会議室の利用料金収入は、前年度を上回ったものの、コロナ禍の影響が継続し、大きな回復には至らなかった ・出前講座についても、シニア大学や企業への講師派遣の増加は小幅に留まった	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	最終年度(令和3年度)
数値等	1,928,000円	1,909,600円	1,799,256円 *1,627,256円	1,546,430円 *1,160,800円	1,353,828円
当該年度の進捗状況	未達成(前年度のコロナ休館期間中の市運営支援額を除く額(*印の金額)を上回ったが、会議室稼働率が想定より低調であったため)				
カ 今後の課題	コロナ禍の長期化で、利用団体の参加者減少傾向がみられ、特に広い会議室の稼働率が下がっている。新たな生活様式への変化を踏まえて会議室の運用方法に工夫を続ける必要がある		キ 課題への対応	引き続き、会議室の感染症対策の徹底について周知に努めるとともに、持ち直し傾向にある出前講座についても、利用の回復を図っていく	

### (3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	質が高く効率的な消費生活相談サービスを安定的に提供できる職員体制の維持				
イ 協約期間の主要目標	相談員の相談対応能力の維持・向上 専門知識研修:年12回開催、グループ研修:グループごとに年12回開催				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	タイムリーな事例を題材とした事例検討会や特商法改正等の法律改正をテーマにした研修等、相談対応に即した研修内容を組み立て、またリモートでの研修形式も導入しつつ実施		エ 取組による成果	特商法改正等消費者被害解決に重要な法改正等を正確に理解することで、実際の相談解決の場面で役立っている	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	最終年度(令和3年度)
数値等	専門知識研修 年12回開催 グループ研修 グループごとに 年12回開催 (全相談員参加)	専門知識研修 年12回開催 グループ研修 グループごとに 年12回開催 (全相談員参加)	専門知識研修 年12回開催 グループ研修 グループごとに 年12回開催 (全相談員参加)	専門知識研修 年12回開催 グループ研修 グループごとに 年12回開催 (全相談員参加)	専門知識研修 年12回開催 グループ研修 グループごとに 年12回開催 (全相談員参加)
当該年度の進捗状況	達成(専門知識研修、グループ研修ともに目標の開催回数を達成した)				
カ 今後の課題	高齢者の消費者トラブルの増加、成年年齢引き下げに伴う新たな契約トラブルの発生等、相談内容の複雑化・多様化等に対応していく		キ 課題への対応	法改正の確認や複雑な相談事例の検討などを行い、専門知識として吸収し、相談内容と照らし合わせて現場での処理に活用できるようにしていく	

## 2 団体を取り巻く環境等

### (1) 今後想定される環境変化等

<p>成年年齢の引き下げや、高齢化の進展等により、消費者自身が解決できないトラブルが増加するとともに、社会経済の高度化・デジタル化により、新たな形態の消費者被害が発生しています。こうしたことにより、相談需要の増加や、相談内容の多様化・複雑化が進み、相談員には幅広い知識と経験がより一層必要となっていますが、ここ数年、首都圏を中心に相談員の確保が難しい状況が続いています。</p> <p>また、新型コロナウイルスの影響により、市民生活や市内経済に深刻な影響を及ぼすとともに横浜市の財政状況も厳しさを増しています。令和7年度以降には、神奈川県消費者行政推進事業費補助金の順次終了による指定管理料の減収に対応する必要があります。</p> <p>国においては、相談業務のデジタル・トランスフォーメーションアクションプランが検討されています。</p>
--

### (2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

<p>最新の消費者トラブルの動向を把握し、的確な相談業務を推進するとともに、成年年齢の引き下げや、高齢化の進展などの環境変化を見据えたうえで、横浜市の消費者行政を担う一員として、区役所や地域ケアプラザ等と連携しながら協会として適切に対応していきます。</p> <p>相談員の処遇改善についてはこれまで、定期昇給制度の導入などに取り組んできましたが、今後は魅力発信などによる人材確保を進めるとともに、研修の充実などによる相談員のスキルアップに努め、質の高い消費生活相談サービスの安定的な供給に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、国が進める相談業務のデジタル・トランスフォーメーションに適切に対応していきます。</p>
---

## 協 約 等 (素案)

団体名	公益財団法人横浜市消費者協会
所管課	経済局消費経済課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

### 1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	<p>当団体は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の権利を尊重し、消費者教育及び啓発活動を推進するとともに、消費者被害救済を支援することによって、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的としています。</p>
(2) 設立以降の環境の変化等	<p>昭和 54 年の団体設立当初から横浜市消費生活総合センター（当時は横浜市消費者センター）の運営管理を担い、指定管理制度が導入された平成 18 年度からは 4 期にわたって指定管理者として、実績を積み重ねています。また、平成 15 年度から横浜市指定定期検査機関として、特定計量器定期検査業務を受託しています。なお、当団体は、公益法人制度改革に伴い、平成 24 年 11 月に公益財団法人に移行しました。</p> <p>消費者行政は、平成 21 年に消費者庁が発足し、消費者安全法の施行、消費者契約法や特定商取引法の改正など様々な法整備が進められています。しかしながら、消費者被害や契約上のトラブル等は減少傾向を見せず、次々と悪質な事例も発生しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民生活や市内経済に深刻な影響を及ぼすとともに横浜市の財政状況も厳しさを増しています。</p> <p>加えて、スマートフォンの普及など情報化社会の進展等の影響で消費者被害や契約トラブルの内容が複雑化・多様化するとともに、高齢者等配慮を要する消費者の地域での見守り、令和 4 年 4 月の成年年齢引下げに伴う若者の消費生活トラブルの防止、持続可能な消費者市民社会の形成といった課題への取組が急務となっています。</p> <p>また、国においては、デジタル社会に即した相談業務のデジタル・トランスフォーメーションアクションプランが検討されており、本市においてもその対応を進めていくことが今後求められていくことが見込まれています。</p>
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	<p>変化する社会課題に適切に対応していくため、市役所・区役所等の関係機関との連携と適切な役割分担のもと、消費生活相談や消費者教育・情報発信、計量検査など消費者施策の現場を担い、行政に比べて小回りが利くといった当団体の特性を最大限に発揮して、横浜市の消費者施策の一翼を担っていきます。</p>

### 2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">無</span>		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由			
(4) 協約期間	令和 4 年度～ 8 年度	協約期間設定 の考え方	主要施設の指定管理受託期間

### 3 目標

#### (1) 公益的使命の達成に向けた取組

##### ① 消費生活に関する相談及び苦情処理

ア 公益的使命	消費者の利益の擁護及び増進を図り、横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与します。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	他都市と比較しても、年間を通して多くの消費生活相談を受け付けるなか、近年では高齢化、成年年齢引き下げ、キャッシュレス、グローバル化、ICT化など社会構造の変化に伴い消費生活トラブルは複雑化・多様化しています。このような状況下においても引き続き、相談者の自主解決のサポートをはじめ、高齢者等支援が必要な場合は、相談者に寄り添った丁寧な相談対応を行う必要があります。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	① 相談解決率	毎年度 98%以上	<b>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</b> 相談解決(自主交渉への助言・情報提供、あっせん解決、他機関紹介等)やあっせん解決の割合が増えることは、より多くの消費者被害の救済につながることであり、公益的使命である安全で快適な消費生活の実現に寄与します。
	② あっせん解決率	毎年度 90%以上	
(参考) 令和3年度実績： ① 相談解決率 (99.1%) ② あっせん解決率 (90.6%)			
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	消費生活相談の範囲は広く、相談窓口には様々な分野の相談が寄せられます。そのような多種多様な、商品やサービスの契約及び悪質商法等に関する苦情相談や問い合わせに対し、担当する消費生活相談員を中心に、相談者への丁寧な聴き取り、事実関係の把握、トラブルの原因究明を行うとともに、消費者の権利が守られているか等法令や最新の情報等駆使し、問題解決に向けて責任を持って対応します。	
	市	相談解決率、あっせん解決率を随時確認しながら、相談の傾向や件数の把握に努めるとともに、相談員の人材育成を支援し、主要目標の達成を補助します。	

##### ② 消費者教育・情報発信啓発

ア 公益的使命	消費者の利益の擁護及び増進を図り、横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与します。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	高齢化・情報化社会の進展に伴い消費者被害は増加・複雑化・深刻化しています。成年年齢引き下げに伴う若者の被害増大が懸念されます。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	ホームページアクセス数 訪問数	前年度実績を 上回る	<b>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</b> 消費者が契約時の注意事項やトラブル事例などの知識を得ることは、不本意な契約や無用なトラブルの回避に有効です。使いやすいホームページの工夫や最新情報の提供に努めています。コロナ禍での外出自粛などにより、センターホームページのアクセス数は着実に増える傾向にあり、これは消費者が知識を得て自ら問題を解決しようとする意識の高まりを示すものと考えます。
	ページビュー数	前年度実績を上回る	
(参考) 令和3年度実績： ホームページアクセス数 訪問数 189,291件 ページビュー数 350,589件			
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	消費生活教室等の機会を活用してセンターホームページのPRを積極的に行うとともに、チャットボットやFAQの充実、動画ギャラリーのコンテンツ拡充など、消費者の役に立ち閲覧しようと思われるホームページ作りを推進します。	
	市	市民自らが調べ、解決するツールとしてのセンターホームページについて、市も連携してPRをすることで、認知度を高めます。	

## (2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	団体の財源のほとんどを市からの指定管理料、委託料及び補助金で賄っている中、神奈川県消費者行政推進事業費補助金が順次終了となることに伴い、令和7年度以降には指定管理料も減額（現状の団体収入予算比▲8～9%程度）となります。現行の事業精査を行い必要な経費を見直すとともに、相談応需など市民サービスの水準を適切に維持しながら、持続可能な団体経営を進めていく必要があります。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	年度末の一般正味財産額を前年度末の水準に維持  (参考) 令和3年度実績： 一般正味財産期末残高：65,552千円	<b>主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係</b>	持続可能な団体経営を進め公益的的使命を継続して果たしていくためには、財務基盤の安定が不可欠であり、一般正味財産を堅持することは、団体の財務基盤の安定・強化に直結します。
主要目標達成に向けた具体的取組	<b>団体</b>	最重要事業である消費生活相談のサービス水準を適切に維持しながら、将来にわたって団体経営が持続可能となるよう、人件費を含めた費用対効果を検証し、支出の最適化を図ることで、正味財産期末残高を維持・確保します。	
	<b>市</b>	費用対効果の検証や支出の最適化について団体とともに検討しながら、他の助成制度の活用などによって事業費負担の削減を図り、消費生活相談業務の水準維持を目的とした財源の確保に努めます。	

## (3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	内容が複雑化・高度化・多様化する消費生活相談等に対応するためには、消費生活相談員の幅広い知識と経験が必要不可欠であり、法令や専門的知識を常にブラッシュアップさせることが必須となります。また、経験豊富なベテラン相談員の定年退職等により経験年数の短い相談員が増加しており、質の高い消費生活相談サービス等を安定的に提供できる職員体制を維持していく必要があります。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	① 専門知識研修(内部研修) 受講率 100%(毎年度) ② ステップアップ研修(外部研修) 相談員一人あたり 年1回以上参加(毎年度)  (参考) 令和3年度実績： ① 専門知識研修 出席率 92.2% ② 外部研修 相談員一人あたり 1.05回/年	<b>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</b>	専門知識研修(内部研修)やステップアップ研修(外部研修)に参加し、相談員のスキルアップを図ることで、質の高い消費生活相談サービス等を安定的に提供できる職員体制を維持します。
主要目標達成に向けた具体的取組	<b>団体</b>	消費生活相談の複雑化・高度化・多様化や相談者の高齢化に対応するとともに、消費者教育としての出前講座等の講師としてのスキルアップも図るため、相談員の専門知識研修(内部研修)のほか、国民生活センター等の外部機関によるステップアップ研修(外部研修)に各相談員が計画的に参加します。	
	<b>市</b>	消費者行政や消費者被害の動向を適宜情報共有することで、研修の受講による相談員の継続的なスキルアップを補助します。	



## 総合評価シート（令和3年度実績）

団体名	公益財団法人 帆船日本丸記念財団
所管課	港湾局 賑わい振興課
協約期間	令和3年度
団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体

### 1 協約の取組状況等

#### (1) 公益的使命の達成に向けた取組

##### ① 横浜みなと博物館リニューアル

ア 公益的使命①	開館以来約32年間の博物館活動において培ったノウハウを活かし、横浜市が行う横浜みなと博物館のリニューアルに協力し、これまでの博物館機能に加え都心臨海部を中心とした観光を促進し、賑わい創出を目指す。		
イ 公益的使命①の達成に向けた協約期間の主要目標	横浜みなと博物館リニューアルに伴う市への技術的な助言及び支援		
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	リニューアルに際して、主に学芸員が主体となり展示物の歴史考証や精度の高い魅力的な展示内容となるよう、技術的な助言及び支援を行った。	エ 取組による成果	リニューアルの完了
オ 実績	令和2年度	最終年度 (令和3年度)	
数値等	-	リニューアルの実施	
当該年度の進捗状況	達成（予定通りリニューアル完工できたため）		
カ 今後の課題	新型コロナウイルス感染症の予想不能な拡大が続いており、利用者の更なる減少が懸念される。	キ 課題への対応	引き続き感染症対策を徹底したうえで、リニューアルした展示内容を積極的に紹介し、利用者が安心して訪れることができる施設運営を目指す。

##### ② 日本丸メモリアルパークの運営

ア 公益的使命②	帆船日本丸や横浜みなと博物館をはじめとしたパーク全体を通じて、横浜港の歴史・役割・魅力を多くの市民や観光客に伝えるとともに、参加型事業を提供することで、青少年の錬成や海事思想の普及に寄与し、海洋都市横浜の魅力向上を図る。		
イ 公益的使命②の達成に向けた協約期間の主要目標	日本丸メモリアルパーク利用者数 28万人		
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	博物館休館中、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら、緑地や日本丸を活用し、撮影や催事等の誘致を行い、前年度並みの利用料金を確保した。また、ボランティアの体調に細心の注意を払い、総帆展帆（一部展帆を含む。）を再開した（8回）。	エ 取組による成果	利用者数の目標を達成することができた。
オ 実績	令和2年度	最終年度 (令和3年度)	
数値等	日本丸メモリアルパーク利用者数 26万人	日本丸メモリアルパーク利用者数 32万人	

当該年度の進捗状況	達成（利用者数の目標を達成した。）		
カ 今後の課題	新型コロナウイルス感染症の予想不能な拡大が続いており、利用者の更なる減少が懸念される。	キ 課題への対応	リニューアルした博物館を前面に打ち出したPRを実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、安全対策に取り組む。 また、引続き屋外での撮影や催事などの誘致を積極的に行い、利用者数の回復を目指す。

## （２）財務に関する取組

ア 財務上の課題	効率的な財政運営と効果的な広報を行い安定的な団体経営を目指す。		
イ 協約期間の主要目標	利用料金収入 22,000 千円		
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	博物館休館の中、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら、日本丸への団体受入を誘致した（204校、74校の増）。 緑地や日本丸を活用した撮影や催事等の誘致のためのPR（インスタグラム等）を実施した。	エ 取組による成果	利用料金収入の目標を達成することができた。
オ 実績	令和2年度	最終年度（令和3年度）	
数値等	利用料金収入：34,222千円	利用料金収入 33,244千円	
当該年度の進捗状況	達成（利用料金収入の目標を達成した。）		
カ 今後の課題	日本丸や施設の老朽化が進んでおり、今後、更なる修繕費用の捻出が必要となる。 新型コロナウイルス感染症の予想不能な拡大が続いており、利用者の更なる減少が懸念されることに伴う収入の減に対する対応策の検討。	キ 課題への対応	リニューアルした博物館を前面に打ち出したPRを実施するとともに、徹底した新型コロナウイルス感染症への安全対策に取り組むことにより誘客の増につなげ、収入増を図る。

## （３）人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	組織全体の効率化やスキル等の底上げを図る。		
イ 協約期間の主要目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任理事1名減の実施</li> <li>・契約社員制度の導入</li> </ul>		
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	常任理事1名減を実施した。	エ 取組による成果	組織の意思決定の迅速化が進んだ。 契約社員制度に関しては、他法人の事例について情報収集を行った。
オ 実績	令和2年度	最終年度（令和3年度）	
数値等	-	常任理事1名減を実施した。 就業規則を改定し、契約職員の採用が可能となった。	
当該年度の進捗状況	達成（常任理事1名減を実施した。契約職員制度を導入した。）		
カ 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約職員制度等の導入</li> <li>・財団としての定年延長を見据えた組織体制を検討する必要がある。</li> <li>・安定した組織運営を行うための固有職員のスキルアップ。</li> </ul>	キ 課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約職員制度等の規程を整備する。</li> <li>・将来を見通した人材計画を立て、必要に応じて制度を改正する。</li> <li>・OJT や財団内外の研修等によるスキルアップを図る。</li> </ul>

## 2 団体を取り巻く環境等

### (1) 今後想定される環境変化等

- ・全国的に人口が減少している中、観光客数の減少が懸念される。
- ・少子高齢化による学校団体の利用数の減少及び見学の際の大人数による団体行動から少人数による班別行動への見学方法の変更による対応。
- ・博物館のリニューアルにより、一時的な集客増による収入増は見込めるが、今後の安定的な経営が必要。
- ・日本丸を現役当時の姿を保ち続けるため、劣化が進む船体の修繕を計画的に実施する必要がある。

### (2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

- ・人口が減少していく中で、当財団の経営の中心を担う利用料金収入を安定的に確保していく必要があり、そのためには、博物館のリニューアルの機会を逃さず、新たに整備された体験型コンテンツ展示などを最大限活用し、更なる魅力のPR、インバウンドの取り込みなど、収入の増加に注力する。
- ・クラウドファンディングを始めとした様々な手法により財源確保を行い、安定的な経営に取り組む。
- ・利用者の希望に寄り添った受け入れ体制を構築する。
- ・安定した組織運営が出来るよう、ITなどを活用し、より効率的効果的な事務運営を行う。
- ・日本丸をより長期的に保存できるよう、修繕計画を立て、毎年の作業量の平準化を図る。

## 協 約 等 (素案)

団体名	公益財団法人帆船日本丸記念財団
所管課	港湾局賑わい振興課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

### 1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	市民とともに誘致した帆船日本丸の保存・公開を担うことを目的に設置され、高度な専門性と技術の蓄積を有する団体である。 帆船日本丸、横浜みなと博物館（柳原良平アートミュージアム含む。）、緑地等の管理運営を通して、青少年の錬成や海事思想の普及を促進する。
(2) 設立以降の環境の変化等	横浜みなと博物館は、開館から30年以上が経過し、展示設備等の老朽化や耐震化への対応が必要となっていたため、令和3年度にリニューアルを行った。 社会教育施設としての運営だけではなく、みなとみらい21地区の賑わいづくりに、これまで以上に貢献するための施設としての運営を求められている。 全国的な人口減少や新型コロナウイルスの感染拡大が長引くなど、外部環境の変化に注視が必要である。 令和4年度から第4期指定管理期間が始まった。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	横浜みなと博物館では、新たな体験型コンテンツ（VRシアター）導入等展示施設の更新や、案内サインの多言語化等の拡充、吊り天井の耐震化が完了し、これまでの学習の場に加え、都心臨海部の観光の中核施設として、更なる集客を図る。 また、新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、実行性の高い取組を進める。 第3期までの経験で培った高度な専門性と技術の蓄積を活かして、国指定重要文化財の日本丸をはじめとした日本丸メモリアルパークの管理運営を行う。

### 2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由			
(4) 協約期間	令和4年度～8年度	協約期間設定 の考え方	令和4年度からの第4期指定 管理期間と連動した目標設定 を見定める必要があるため。

### 3 目標

#### (1) 公益的使命の達成に向けた取組

##### ① 日本丸メモリアルパーク・横浜みなと博物館の運営

ア 公益的使命①	帆船日本丸やリニューアルされた横浜みなと博物館などパーク全体を通じて、横浜港の歴史・役割・魅力を多くの市民や観光客に伝えるとともに、参加型事業を提供することで、青少年の錬成や海事思想の普及に寄与し、海洋都市横浜の魅力向上を図る。 また、上記取組により、みなとみらい21地区の賑わいづくりに貢献する。		
イ 公益的使命の達成に に向けた現在の課題等	新型コロナウイルス感染症の拡大による来場者数及び来校数の減少。 博物館の長期休館による来館者離れ。 タワー棟をはじめパーク内の施設の有効活用。 利用者が安心して利用できるよう、設備の老朽化への対応。		
ウ 公益的使命達成に向け た協約期間の主要目標	日本丸メモリアルパーク利用者 数 50万人 令和4年度 35万人 令和5年度 38万人 令和6年度 41万人 令和7年度 45万人 令和8年度 50万人  (参考) 令和3年度実績：32万人	主要目標の 設定根拠及 び公益的使命との因果 関係	新型コロナウイルス感染症終息の見通しが立たない状況ではあるが、リニューアルされた横浜みなと博物館や総帆展帆等の屋外イベント等を最大限活用し、令和3年度の利用者数から1.5倍増を目指す。

主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策を徹底したうえで、パーク内でのイベントを誘致・開催（地元根付いた音楽イベントや地域企業が主催するフラダンス等）するとともに、水陸両用バスなど近隣観光施設や横浜港内の他施設（YOKOHAMA AIR CABIN、京浜フェリーボート、万葉倶楽部、スカイウォーク等）で連携したプランを旅行会社へ提供し、商品化する。</li> <li>・旅行代理店等への働きかけや、Instagram等SNSを活用し、みなとみらい21地区周遊客への情報発信等を行う。</li> <li>・法人の団体客、クルーズ客船の乗客及び国際会議を含むインバウンドによる外国人観光客を取り込むための営業活動を行う。</li> <li>・各種ボランティアの養成及び質の向上、安全性の確保に取り組む。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局との連携によるイベントの実施など、積極的な日本丸メモリアルパーク活用に向けて団体と連携する。</li> </ul>

## ② 帆船日本丸の保存・活用

ア 公益的使命②	国の重要文化財である帆船日本丸を現役当時の姿を保ちながら維持・保存、活用することにより、市民や来館者に向けて海と港と船に関する理解と知識の増進を図る。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	現役当時の姿を保ち続けるため、劣化が進む船体の維持保全を文化財としての価値を損なわないよう、継続的にメンテナンスを行う必要がある。 日本丸の現役当時の航海記録等、貴重な資料である附（つかけたり）資料を整理及び修復し、一般公開する。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	重要文化財「附」の一般公開 令和4年度 修繕箇所の調査 令和5年度 修繕設計 令和6年度 修繕の実施 令和7年度 修繕の実施及び公開方法の検討 令和8年度 公開 【通年】日本丸改修事業の実施 (参考) 令和3年度実績: メインマストのロイヤルヤード更新	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	高度な専門性や過去に行った大規模改修等で培った技術の蓄積を活かし、帆船日本丸を文化財としての価値を保ちながら船齢100年を目指すことや「附」を修復し一般公開することで、市民の更なる海事思想普及につながるため。
	主要目標達成に向けた具体的取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>・帆船日本丸の維持修繕や管理において、これまで蓄積された専門的知識と長年のノウハウを活かし、市と改修事業を進めるとともに、専門職による技術支援を行う。</li> <li>・総帆展帆や海洋教室を通じて、青少年の錬成及び海事思想の普及に努める。</li> <li>・文化庁及び横浜市等関係者と附（つかけたり）資料の整理及び修復について協議し、一般に公開する。</li> </ul>
	市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助事業により計画的に改修事業を行う。</li> <li>・重要文化財としての有効的な保存・活用方法について、文化庁や県と協議を行う。</li> </ul>

## (2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	効率的な財政運営と効果的な広報を行い安定的な団体経営を目指す。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	利用料金収入 50,000千円 令和4年度 36,000千円 令和5年度 39,000千円 令和6年度 43,000千円 令和7年度 46,000千円 令和8年度 50,000千円 (参考) 令和3年度実績: 33,000千円	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	新型コロナウイルス感染症終息の見通しが立たない状況ではあるが、リニューアルした横浜みなと博物館や総帆展帆等の屋外イベント等を最大限運動させ、令和3年度の利用料金から1.5倍増を目指す。
	主要目標達成に向けた具体的取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>・月次決算、過年度の収支分析を事業計画に反映させることにより、コスト削減と収入増の両立によって効率的な財政運営を目指す。</li> <li>・クラウドファンディングを始め、様々な手法により財源確保を行い、安定的な経営に取り組む。</li> <li>・小中学校等の団体客を取り扱う旅行代理店等へ営業やヒアリングを行う。</li> <li>・SNSを活用し、パーク内の施設のイベント利用や緑地における撮影利用について更なるPRを継続する。</li> </ul>
	市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のイベントや広報等を活用し、団体の情報発信を促進する。</li> </ul>

### (3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限の人数でより効率的・効果的な組織を運営するため、IT等を活用し事務改善を図るとともに、職員一人ひとりのスキル等をレベルアップし、業務の多様化を図る。</li> <li>・第4期指定管理期間（10年間）を安定した組織の運営を図るため固有職員を財団の中心的役割を担う職員となるよう育成する。</li> </ul>		
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ITを活用した事務改善 施設利用申請のオンライン化実施や施設で配布する紙媒体をWeb配信に転換</li> <li>・各種研修への参加 文化庁が主催する文化財管理に関する研修への毎年参加や横浜市主催の人権研修への毎年参加による職員の人権意識の醸成</li> </ul> <p>(参考) 令和3年度実績: 常任理事1名減の実施</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>5年先、10年先の将来を見通した人材計画及び組織体制の計画を立てる。OJT や財団内外の研修等によるスキルアップを図る。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用形態を研究し、契約職員制度等の規程を整備する。</li> <li>・当財団の事務改善に合ったIT技術を導入する。</li> <li>・集合研修及びOJTを効果的に組合せた職員研修を実施する。</li> <li>・役職の隔たり無く職員同士が相互に意見交換が出来る環境を整えるため、毎週の管理職業務調整会議や職員ミーティングを開催する。</li> </ul>	
	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回の月次報告にて意見交換や情報提供を積極的に行い、連携をより一層密にしていく。</li> <li>・市が実施する研修への積極的な参加を呼びかけ、スキルアップの機会を提供する。</li> <li>・コンプライアンス委員会には、引き続き市職員が委員として出席して団体の取組状況を把握し、風通しの良い組織風土への取組が進められているかを確認する。</li> <li>・年一度の定期監査を実施する。</li> </ul>	

## 令和4年度 外郭団体等経営向上委員会からの確認事項

団体名 : 公益財団法人帆船日本丸記念財団

No.	委員会からの確認事項等	所管局・団体からの回答
1	指定正味財産の「寄附金」は基本財産と同義か。また表記方法は適切なのか。	指定正味財産の「寄附金」は、使途が定められているものであり、基本財産への充当額だけでなく、特定資産への充当額及び今まで受領した寄附金、国等からの補助金等の受入額も含まれます。 表記方法については、平成20年4月の公益法人会計基準において、基本財産及び特定資産への充当額を内書きとして記載することになっています。
2	団体の令和4年度事業計画書では、日本丸メモリアルパークの利用者数75万人、帆船日本丸及び横浜みなと博物館有料入場者数12.4万人を目指すとしており、協約等（素案）の目標値と異なっている。整合性を取るべきではないか。	令和3年度の第4期指定管理者選定時において、新型コロナウイルス感染症の推移を見定めることは困難であったため、応募者の事業提案（事業計画）は、新型コロナウイルス感染症のリスクを加味しない内容で作成し、同感染症の影響があった場合は、市と協議に基づいて対応していくこととしました。 一方で協約等（素案）の目標数字は、令和4年度業務が開始され、その後の同感染症の感染状況等を踏まえ、改めて導き出した目標値であるため、数値が異なります。
3	「利用料金収入」には正味財産増減計算書のどの科目が含まれているのか教えてほしい。	観覧料収益：7,516,009円 ミュージアム特別展示室使用料収益：0円 研修施設利用料収益：5,767,880円 緑地使用料収益：9,519,450円 海洋教室等収益：1,990,277円 タワー管理料収益：7,900,904円 駐車場収益：549,600円 が含まれ、 利用料金収入：33,244,120円 となります。
4		
5		

## 公益法人会計基準について

平成20年4月11日  
改正平成21年10月16日  
改正令和2年5月15日  
内閣府公益認定等委員会

### 1 会計基準の設定の経緯等

#### (1) 設定の経緯

「公益法人会計基準」は、昭和52年3月4日に公益法人監督事務連絡協議会の申合せとして設定され、昭和60年9月17日に公益法人指導監督連絡会議決定による改正が行われて、公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきた。

その後、平成16年10月14日に公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せとして全面的な改正が行われ、新「公益法人会計基準」（以下「平成16年改正基準」という。）が平成18年4月1日より施行された。

平成18年に公益法人制度改革関連三法が成立し新制度を踏まえた会計基準を整備する必要が生じたため、今般、内閣府公益認定等委員会において、改めて公益法人会計基準を別紙のとおり定めることとした。

#### (2) 設定の方針及び主な変更点

公益法人制度改革関連三法の成立を受け、内閣官房行政改革推進本部事務局に「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」が設けられ、平成19年3月に、公益法人会計基準の基本的枠組みを維持しつつ、公益認定制度に対応した表示方法を反映した基準に修正することが適当である旨の検討結果が取りまとめられている。

このような検討結果を踏まえ、平成16年改正基準を土台に新たな会計基準を設定することとした。

平成16年改正基準からの主な変更点は、次のとおりである。

##### ア. 会計基準の体系

平成16年改正基準は会計基準及び注解の部分と別表及び様式の部分とから構成されるが、今後の制度運用上の便宜を考え、両者を切り離し、会計基準及び注解の部分の本会計基準とし、別表及び様式部分は運用指針として取り扱うこととした。

##### イ. 財務諸表の定義

平成16年改正基準は、財務諸表を会計基準上で取扱う書類と定め、貸借対照



表、正味財産増減計算書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書を含めていたところであるが、公益法人制度改革関連三法における会計に関する書類の定めとの整合性につき検討した結果、財産目録は財務諸表の範囲から除くこととした。

#### ウ. 附属明細書

附属明細書は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）において作成することが定められており、さらに「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に関する施行規則」（以下「一般社団法人・財団法人法施行規則」という。）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則」（以下「整備規則」という。）において、附属明細書の記載項目が定められている。平成16年改正基準においては、附属明細書に関する規定が設けられていないため、本会計基準においてこれを定めることとした。

#### エ. 基金

一般社団法人・財団法人法において、一般社団法人では基金を設定可能であり、かつ、一般社団法人・財団法人法施行規則、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」及び整備規則において、基金は純資産の部に記載する旨の定めがある。平成16年改正基準には、基金に関する規定が設けられていないため、本会計基準においてこれを定めることとした。

#### オ. 会計区分

平成16年改正基準では、特別会計を設けている場合、会計区分ごとに貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成し、総括表により法人全体のものを表示していたが、本会計基準では法人全体の財務諸表及び附属明細書並びに財産目録を基本とし、会計区分ごとの情報は、財務諸表の一部として貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表において、それぞれに準じた様式で表示するものと整理した。

### (3) 一部改正について

#### ① 平成21年10月

一般社団法人・財団法人法施行規則の改正（平成21年8月1日施行）に伴い、本会計基準注解の注17につき、所要の改正を行った（平成21年10月16日）。

#### ② 令和2年5月

内閣府公益認定等委員会のもとで開催された「公益法人の会計に関する研究会」の検討結果を踏まえ、第5財務諸表の注記（1）を「継続事業の前提に関する注記」から「継続組織の前提に関する注記」に改正するとともに、第1総則に継続

組織の前提に関する規定を追加した（令和2年5月15日）。

## **2 本会計基準の性格**

本会計基準は、公益法人会計に関する一般的、標準的な基準を示したものであり、公益法人会計の理論及び実務の進展に即して、今後、更に改善を図っていこうとするものである。

## **3 本会計基準の実施時期**

本会計基準は、平成20年12月1日以後開始する事業年度から実施するものとする。

## 公益法人会計基準

### 第1 総則

#### 1 目的及び適用範囲

この会計基準は、公益法人の財務諸表及び附属明細書並びに財産目録の作成の基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。

#### 2 継続組織の前提

この会計基準は、公益法人が継続して活動することを前提としている。したがって、組織の清算や全事業の廃止など、組織の継続を予定していない場合には、この会計基準は適用されない。

#### 3 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。

- (1) 財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- (3) 会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
- (4) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。(注1)

#### 4 事業年度

公益法人の事業年度は、定款で定められた期間によるものとする。

#### 5 会計区分

公益法人は、法令の要請等により、必要と認めた場合には会計区分を設けなければならない。(注2)

## 第2 貸借対照表

### 1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明りょうに表示するものでなければならない。

### 2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。(注3) (注4) (注5) (注6) (注7)

### 3 資産の貸借対照表価額

- (1) 資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。(注8)
- (2) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。
- (3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。(注9) (注10) (注11)
- (4) 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。
- (6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。

## 第3 正味財産増減計算書

### 1 正味財産増減計算書の内容

## 公益法人会計基準注解

### (注1) 重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に正味財産の減少原因として処理する方法を採用することができる。
- (2) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- (3) 寄付によって受け入れた金額に重要性が乏しい場合、寄付者等（会員等を含む。以下同じ。）からの制約が課される期間に重要性が乏しい場合、又は寄付者等からの制約に重要性が乏しい場合には、当該寄付によって増加した正味財産を指定正味財産の増加額としないで、一般正味財産の増加額として処理することができる。
- (4) ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- (5) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。  
なお、財産目録の作成及び表示にあたっては重要性の原則が適用される。

### (注2) 内訳表における内部取引高等の相殺消去について

当該公益法人が有する会計区分間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去するものとする。また、公益法人が会計区分を有する場合には、会計区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。

### (注3) 総額主義について

貸借対照表における資産、負債及び正味財産は、総額をもって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は正味財産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

総額主義の原則は、正味財産増減計算書においても適用する。

### (注4) 基本財産及び特定資産の表示について

- 1 当該公益法人が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- 2 寄付によって受け入れた資産で、その額が指定正味財産に計上されるものにつ

いては、基本財産又は特定資産の区分に記載するものとする。

- 3 当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

(注5) 基金について

基金を設定した場合には、貸借対照表の正味財産の部を基金、指定正味財産及び一般正味財産に区分し、当該基金の額を記載しなければならない。

(注6) 指定正味財産の区分について

寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。また、当期中に当該寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注7) 一般正味財産の区分について

基金の返還により代替基金が計上されている場合には、一般正味財産を代替基金及びその他一般正味財産に区分するものとする。

(注8) 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について

外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、子会社株式及び関連会社株式を除き、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。

決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

(注9) 満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(注10) 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券について

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

## II 指定正味財産と一般正味財産

### 1. 寄付の範囲

Q5：平成20年会計基準注解（注6）では、「寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。」とされていますが、ここでいう寄付にはどのようなものが含まれますか。

A：寄付とは通常、寄付者等が法人の事業のために金銭、有価証券及び土地等の資産を寄贈することであるが、平成20年会計基準注解（注6）の寄付には国や地方公共団体からの補助金等も含まれる。

また、低廉譲渡による受贈益も寄付に該当する。したがって、例えば、時価1,000の土地を100で譲り受けた場合、その差額900は寄付となる。なお、その土地の用途に制約が課されている場合は、この差額900は指定正味財産となる。

### 2. 寄付の取扱いとその会計処理

Q6：長期にわたる特定の事業の実施に充てることを指定された寄付金を受け入れた場合の会計処理について教えてください。

<設例> A財団法人は環境保全のための助成金を10年間毎年100ずつ交付することを目的とする基金を設けるための寄付金を募集し、受入れのための特定預金を設け、その口座に1,000の寄付金を受け入れた。これを基に計画どおり事業を実施した。

#### ① 寄付金を受け入れたときの仕訳

環境保全助成金基金特定預金	1,000	受取寄付金	1,000
(B/S)		－受取寄付金（指定）	

#### ② 助成金を交付したときの仕訳

支払助成金（一般）	100	環境保全助成金基金特定預金	100
		(B/S)	
一般正味財産への振替額（指定）	100	受取寄付金	100
		－受取寄付金振替額（一般）	

Q7：複数年にわたる特定の事業の実施に充てることを指定された寄付金を受け入れた場合の会計処理について教えてください。

<設例> A財団法人は〇〇地域の希少植物保護事業を実施することを指定された寄付金1,000を受け入れ、特定預金を設け、受入年度に600の事業を行い、翌年度に400の事業を行った（寄付金額は指定正味財産として計上しなければならない）。

## 総合評価シート（令和3年度実績）

団体名	横浜市信用保証協会
所管課	経済局金融課
協約期間	令和3年度～令和5年度
団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体

### 1 協約の取組状況等

#### (1) 公益的使命の達成に向けた取組

##### ① 創業者への金融支援

ア 公益的使命①	創業者への金融支援（信用保証）により新たな企業の創出を支援し、横浜経済活性化に貢献する。			
イ 公益的使命①の達成に向けた協約期間の主要目標	創業者への金融支援（創業関連保証、創業等関連保証）の推進 累計 1,150 件【3年度：375 件、4年度：375 件、5年度：400 件】			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市中小企業融資制度「創業おうえん資金」について、市内事業者の保証料負担を軽減させる取組みとして、当協会による 0.4% の保証料割引（横浜市は当協会の割引後 1/10 助成）を実施した。</li> <li>・横浜銀行主催の創業支援セミナーに職員を派遣し、創業時の資金調達について講義した。</li> <li>・創業保証制度の周知のため次の取組みを実施した。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①新たに設立された市内事業者（564 企業）に対し、創業保証制度のチラシをダイレクトメールにて送付した。</li> <li>②当協会ホームページより創業ガイドブックを直接請求できるよう変更した。</li> <li>③横浜信用金庫主催の創業スクールにおいて、創業保証制度のチラシを配布した。</li> <li>④法人会などの関係機関や市立図書館を中心に創業保証制度のチラシ約 5,000 枚を配布した。</li> <li>⑤横浜市内 5 つの図書館にて創業をテーマにした期間展示を実施した。</li> </ol> </li> </ul>	エ 取組による成果	当協会による保証料負担軽減の取組みに加え、各種周知活動の実施により、創業者への金融支援の堅調な実績につながった。	
オ 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度 (令和5年度)
数値等	375 件	470 件	—	—
当該年度の進捗状況	順調（初年度の目標対比 125.3% と目標を上回ることができた）			
カ 今後の課題	引き続き公益的な役割を果たせるよう、横浜市や関係機関と連携し、創業マインドを喚起させるとともに、創業者の資金ニーズに対応していく必要がある。		キ 課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き当協会による 0.4% の保証料割引（横浜市は当協会の割引後 1/4 助成）により市内事業者の保証料負担を軽減する。</li> <li>・金融機関と連携したセミナーへの講師派遣や、ダイレクトメール送付、期間展示等により創業保証制度の周知を行い、創業マインドを喚起する。</li> </ul>



## ② 円滑な事業承継の後押し

ア 公益的使命②	市内事業者の円滑な事業承継を後押しすることにより、市内事業者数の維持や雇用の確保を図り、横浜経済活性化に貢献する。			
イ 公益的使命②の達成に向けた協約期間の主要目標	事業承継に向けた企業面談（オンライン面談含む）の推進 累計 375 企業【3年度：100 企業、4年度：125 企業、5年度：150 企業】			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>当協会利用先のうち代表者が高齢の対象先を抽出して訪問・面談を実施するとともに、「事業承継診断」により事業承継への準備状況を確認した。</li> <li>市内事業者にとって様々な相談をできる態勢を拡充するため、M&amp;Aプラットフォーム「ビズリーチサクシード」や事業承継時の税務相談先として税理士法人と業務提携した。</li> <li>横浜市内 10 の図書館にて事業承継をテーマにした期間展示を実施した。</li> </ul>	エ 取組による成果		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業承継の準備状況を確認した先のうち 8 企業から専門家派遣の申込があり、事業承継に必要なステップとなる既存事業の価値向上に繋げることができた。</li> <li>神奈川県事業引継ぎ支援センターへ 3 企業の橋渡しを行うことができた。</li> <li>ビズリーチサクシードには当協会からの紹介により 1 企業が登録した。</li> <li>税理士法人は 1 企業の事業承継に向けた支援実績に繋がった。</li> </ul>
オ 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度 (令和5年度)
数値等	70 企業	152 企業	—	—
当該年度の進捗状況	順調（初年度の目標対比 152%と目標を上回ることができた）			
カ 今後の課題	事業承継の準備が整っていない企業へ、当協会からの働きかけにより面談の推進を図る必要がある。	キ 課題への対応		引き続き対象先を抽出のうえ訪問・面談を実施する。

## (2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	新型コロナウイルス感染症に対応した資金繰り支援により、公益的な使命を果たした結果、令和元年度の約 2 倍まで保証債務残高が増加することとなった。今後は、保証利用企業の経営改善を一層進めることにより、保証債務の良質化を図り、当協会の財務の健全性を維持することが課題である。 また、令和2年度はコロナ禍により、専門家派遣見合わせ等による事業停滞を招いたため、実訪問以外の方法で対応できる環境の整備が課題である。			
イ 協約期間の主要目標	専門家派遣の推進 累計 900 件【3年度：300 件、4年度：300 件、5年度：300 件】			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関に対し経営支援候補先をリストアップのうえ情報共有し、支援希望の高い保証利用先を優先的に支援した。</li> <li>より簡便に経営支援を申込できるよう、ホームページ上に申込フォームを開設した。</li> <li>多様なニーズに対応できるよう、派遣専門家に新たな分野の専門家（社会保険労務士・弁護士）を追加した。</li> <li>新型コロナウイルス感染症関連の制度を利用した事業者に対し、経営支援に関するダイレクトメールを発送し周知に努めた。</li> </ul>	エ 取組による成果		<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関とのリスト交換により、金融機関経由での専門家派遣申込に繋がった。</li> <li>新設した申込フォームから専門家派遣に繋がった。</li> </ul>
オ 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度 (令和5年度)
数値等	154 企業	287 件	—	—
当該年度の進捗状況	やや遅れ（初年度達成率 95.7%と 100%には届かなかった）			

<p>カ 今後の課題</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油高や原材料高等により、先行き不透明な経済状態ではあるが、引き続き、経営支援が必要な先を優先的にアプローチするとともに、専門家派遣を促す動機付けや、当協会の経営支援メニューの認知度を上げていく必要がある。</p>	<p>キ 課題への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営支援候補先のリストアップについて、連携する金融機関を拡充し、経営支援先の拡大を図る。</li> <li>保証承諾時に、経営支援部門から直接顧客に対して経営支援ニーズをヒアリングする。</li> <li>財務内容を分析し、早期の経営支援が必要な先を中心に、経営支援に関するダイレクトメールを送付。後日、電話等にてフォローアップする。</li> <li>当協会ホームページに各専門家の紹介ページを設置したり、経営支援事例の紹介動画を作成し、情報発信する。</li> </ul>
----------------	---	-----------------	---

### (3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<p>企業が事業を継続していくためには、ライフステージ（創業期・成長期・持続的発展期・事業承継）に応じた金融支援（信用保証）、経営支援が不可欠である。そういった多様なニーズに対応できるよう、職員の専門性を高めていくことが課題である。</p>			
<p>イ 協約期間の主要目標</p>	<p>全国信用保証協会連合会主催の「信用調査検定」の中の上級資格「認定経営アドバイザー」または中小企業診断士の資格保有率の更なる増加。 【3年度：55%、4年度：57.5%、5年度：60%】</p>			
<p>ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員に対し、自己啓発の重要性や意識づけを高める周知を行い、自己啓発意欲の向上に努めた。</li> <li>中小企業診断士等の資格取得時における奨励金制度を拡充した。</li> <li>中小企業診断士の養成課程を実施している中小企業大学校への入学試験対策として、先輩職員が直接支援する等、サポート体制の強化を図った。</li> </ul>	<p>エ 取組による成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定経営アドバイザーが6名増加した。</li> <li>中小企業診断士は、令和3年度中に2次試験に2名が合格し、令和4年度に資格取得見込みである。</li> </ul>	
<p>オ 実績</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>最終年度 (令和5年度)</p>
<p>数値等</p>	<p>53.7%</p>	<p>60.3%</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>当該年度の進捗状況</p>	<p>順調（今年度の目標を5.3ポイント上回ることができた）</p>			
<p>カ 今後の課題</p>	<p>管理職や中堅職員に信用調査検定の受検を促すとともに、中小企業診断士試験にチャレンジする職員を増やす必要がある。</p>	<p>キ 課題への対応</p>	<p>引き続き、信用調査検定等への受検を促すとともに、自己啓発意欲の向上に向けた働きかけを行う。</p>	

## 2 団体を取り巻く環境等

### (1) 今後想定される環境変化等

・「横浜市景況・経営動向調査（令和4年3月実施）」によると、「自社業況 BSI は市内企業で▲34.4 と、前期（▲26.0）と比べて8.4ポイント低下」しており、依然として先行き不透明な状況が継続している。今後の自社業況 BSI は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油高や原材料高、国際情勢の変化によっては更なる悪化を招く恐れがある。企業規模別では「中小企業の今期の B S I は▲37.2 と、前期（▲28.8）より8.4ポイント低下、また中小企業のうち小規模企業の今期の B S I は▲44.0 と、前期（▲32.2）より11.8ポイント低下」しており、企業規模が小さいほど自社業況の悪化は顕著である。

・新型コロナウイルス感染症関連の保証により大幅に増加した保証債務残高については、既に大半の保証において償還が始まっており、本業回復の遅れが資金繰り悪化に直結する可能性もある。そのため、コロナ禍で多くの借入を行った中小・小規模事業者を中心に、経営改善の早期着手が求められており、金融機関等の各支援機関と連携した経営支援が肝要と考えられる。

### (2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

#### 【課題】

- ・経済・社会構造の変化、および経営者の高齢化に伴い市内事業者は減少を続けている状況において、新たな地域の担い手を創出するために、創業者および事業承継局面にある市内事業者を支援し、市内経済の活性化に向けた取組みを実施すること。
- ・SDGs等新たな分野への対応とともに、本業回復を早期実現することが業種を問わず共通の課題となっており、引き続き金融機関と連携し、経営に支障を来している市内事業者の資金繰り支援に繋げるとともに、生産性向上や経営改善等、新しい時代に適合した成長を積極的に後押ししていくこと。

#### 【対応】

- ・創業保証制度に係る保証料率割引の実施
- ・創業保証制度や事業承継支援の周知
- ・事業承継対象先へのアプローチ
- ・経営支援先の拡大
- ・SDGs等新たな分野への対応（関連する保証制度の周知）

令和4年度 外郭団体等経営向上委員会からの確認事項

団体名 : 横浜市信用保証協会

No.	委員会からの確認事項等	所管局・団体からの回答
1	令和2年度、令和3年度それぞれの保証承諾件数を教えてほしい。	令和2年度は27,441件、令和3年度7,149件となっています。
2	貸借対照表の借方の「保証債務見返」、貸方の「保証債務」は、会計基準や規則等で記載が定められているのか、他の信用保証協会も記載しているのかを教えてください。	信用保証協会の会計は信用保証協会法に基づき行われます。貸借対照表の借方の「保証債務見返」、貸方の「保証債務」の記載は信用保証協会法施行規則によるもので、他の信用保証協会も同様の記載をしています。
3		
4		
5		
6		